

エヌ・シティ西町会分科会細則

第1条（班の定め）

1. 本会の区域は、別図の区割図にしたがい、各班に区割りする。
2. 会員は、区割図にしたがい、各班に所属する。
3. 区割図は役員会の決議で変更することができる。

第2条（班の仕事）

班では、以下の仕事をする。

- ア 本会から回付された各種広報物を、班に所属する各会員に回覧する。
- イ 本会から伝達された事項を、班に所属する各会員に連絡する。
- ウ 会則他の規則で班がすべきこととされた事項を執行する。

第3条（班長）

1. 班は、民主的な方法で班長を選任し、総会の承認を受ける。
2. 班長は、本会から回付された各種広報物を受領し、伝達事項を受ける。
3. 班長は、会則他の規則で班がすべきこととされた業務を執行する。

第4条（部会の定め）

1. 会長は、役員会の承認を得て、レクリエーション他の会員親睦を目的とする部会及び本会の発展に資する事項に寄与する部会を発足させ、会員の中から部会員を募ることができる。
2. 会員は役員会の承認を得て、レクリエーション他の会員親睦を目的とする部会を発足させ、会員の中から部会員を募ることができる。

第5条（部会の活動）

1. 会員親睦を目的とする部会は、目的にしたがい活動し、多くの会員が参加できるよう務める。
2. 会の発展に資する事項について寄与する部会は、会長に対し、速やかに答申及び目的に従い活動するよう努める。

第6条（部会長）

1. 部会は、民主的な方法で部会長を選任し、総会で承認を受ける。
2. 部会長は、部会の目的にしたがい、部会活動を総理する。

第7条（部会の解散）

1. 第4条第1項の方法で設立された部会は会長と部会長の協議によって解散する。協議が整わないときは、会長の判断に従う。
2. 第4条第2項の方法で設立された部会は、部会に参加している会員の協議によって解散する。

第8条（細則の改正）

本細則は、総会の決議によって改正することができる。

平成19年4月15日

この会則は、エヌ・シティ西町会平成19年4月15日総会において、本会則第21条が規定するところに従い、出席会員過半数の賛成を得て成立した。

この事実を証明するため、会長及び出席会員2名が以下に署名した。

会長

会員

会員